

## 秋田県条例第十七号

秋田県地域自殺対策緊急強化臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県地域自殺対策緊急強化臨時対策基金条例（平成二十一年秋田県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。